

平成 31 年度立川市特別会計競輪事業補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 12 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定による。

平成 31 年度立川市特別会計 競輪事業補正予算(第 3 号)

平成 31 年度立川市の特別会計競輪事業の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24, 146 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27, 857, 176 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		225,362	12,146	237,508
	1. 繰 入 金	225,362	12,146	237,508
4. 繰 越 金		13,901	12,000	25,901
	1. 繰 越 金	13,901	12,000	25,901
歳 入 合 計		27,833,030	24,146	27,857,176

歳 出 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		1,158,390	24,146	1,182,536
	1. 総 務 管 理 費	1,158,390	24,146	1,182,536
歳 出 合 計		27,833,030	24,146	27,857,176

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	1. 総務管理費	土壌汚染対策法に基づく影響調査	10,000
1. 総務費	1. 総務管理費	投票本館空調機改修	12,146

平成 31 年度立川市特別会計

競輪事業補正予算事項別明細書(第 3 号)

1. 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 競輪事業収入	26,913,575		26,913,575
2. 財産収入	192,387		192,387
3. 繰入金	225,362	12,146	237,508
4. 繰越金	13,901	12,000	25,901
5. 諸収入	487,805		487,805
歳入合計	27,833,030	24,146	27,857,176

(歳出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	1,158,390	24,146	1,182,536			12,146	12,000
2. 事業費	26,553,344		26,553,344				
3. 繰出金	100,000		100,000				
4. 公債費	3,395		3,395				
5. 諸支出金	1		1				
6. 予備費	17,900		17,900				
歳出合計	27,833,030	24,146	27,857,176			12,146	12,000

款 (3) 繰入金
項 (1) 繰入金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 繰 入 金	225,362	12,146	237,508		
1 繰 入 金	225,362	12,146	237,508		
1 繰 入 金	225,362	12,146	237,508	1 繰 入 金	12,146
4 繰 越 金	13,901	12,000	25,901		
1 繰 越 金	13,901	12,000	25,901		
1 繰 越 金	13,901	12,000	25,901	1 繰 越 金	12,000
歳 入 合 計	27,833,030	24,146	27,857,176		

[illegible]

特別會計競輪事業

3. 歳 出
款（1）総務費
項（1）総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節	
					区 分	金 額
1 総 務 費	1, 158, 390	24, 146	1, 182, 536	特定財源 12, 146 一般財源 12, 000		
1 総 務 管 理 費	1, 158, 390	24, 146	1, 182, 536	特定財源 12, 146 一般財源 12, 000		
1 一般管理費	913, 285	12, 000	925, 285	一般財源 12, 000	2 給 料 100 3 職員手当等 1, 600 4 共 済 費 300 13 委 託 料 10, 000	
2 財産管理費	228, 267	12, 146	240, 413	繰入金 12, 146	15 工事請負費	12, 146
歳 出 合 計	27, 833, 030	24, 146	27, 857, 176			

(単位：千円)

説 明	
1 人事管理 【人事課】	2, 000
(特定財源 0 一般財源 2, 000)	
2 一般職給	100
3 期末手当	800
勤勉手当	800
4 共済組合負担金	300
6 バックスタンド設備事故対策事業 【事業課】	10, 000
(特定財源 0 一般財源 10, 000)	
13 土壌汚染対策法に基づく影響調査委託料	10, 000
1 財産管理 【事業課】	12, 146
(特定財源 12, 146 一般財源 0)	
15 各所補修工事	12, 146

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費 (千円)				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	一般職員	嘱託職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	12	3	7,200	50,751	51,047	108,998	21,985	130,983	
補正前	12	3	7,200	50,651	49,447	107,298	21,685	128,983	
比 較	0	0	0	100	1,600	1,700	300	2,000	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千 円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千 円)	管 理 職 手 当 (千 円)	期 末 手 当 (千 円)	勤 勉 手 当 (千 円)	通 勤 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)
	補 正 後	1,248	6,509	14,248	2,340	13,536	11,728	1,006	432
	補 正 前	1,248	6,509	14,248	2,340	12,736	10,928	1,006	432
	比 較	0	0	0	0	800	800	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	100	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	100		
職員手当	1,600	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	1,600		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
元年12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	352,708	————	————	————	————
	平均給与月額 (円)	519,975	————	————	————	————
	平 均 年 齢 (歳)	45.5	————	————	————	————
31年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	346,275	————	————	————	————
	平均給与月額 (円)	562,630	————	————	————	————
	平 均 年 齢 (歳)	44.7	————	————	————	————

イ 初 任 給

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
高 校 卒 程 度	立 川 市	145,600	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	立 川 市	183,700	————	————	————	————
高 校 卒 程 度	国	150,600	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	国	186,700	————	————	————	————

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			税 務 職			薬 剤 ・ 医 療 職			看 護 ・ 保 健 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
元年 1 2 月 1 日現在	5 級	1	8.3	5 級			5 級			5 級					
	4 級	1	8.3	4 級			4 級			4 級					
	3 級	4	33.4	3 級			3 級			3 級					
	2 級	3	25.0	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	3	25.0	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	12	100.0	計			計			計			計		
3 1 年 1 月 1 日現在	5 級	1	8.3	5 級			5 級			5 級					
	4 級	1	8.3	4 級			4 級			4 級					
	3 級	4	33.4	3 級			3 級			3 級					
	2 級	3	25.0	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	3	25.0	1 級			1 級			1 級			1 級		
	計	12	100.0	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外の職種	参 事 (部長・部長相当職)	参 事 (課長・課長相当職)	主 事 (係長・係長相当職)	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

区 分	2 級	1 級
技能労務職	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種				
			一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職
補 正 後	職 員 数 (A)(人)						
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)						
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)					
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
比 率 (B)／(A) (%)							
補 正 前	職 員 数 (A)(人)		12	12			
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)		11	11			
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1	1			
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)	10	10			
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
比 率 (B)／(A) (%)		91.7	91.7				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職 務 の 級 等 による加算措置	備 考
	6 月(月分)	12 月(月分)			
補 正 後	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.65 (2.45)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。
補 正 前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.60 (2.40)	有	
国 の 制 度	2.225 (1.175)	2.275 (1.175)	4.50 (2.35)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算・管理職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。

※ () 内は、再任用職員分

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支 給 率 等	23.0	30.5	43.0	43.0	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%)加算	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%)加算	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市 内 全 域	12	12	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)						
支給対象職員の比率(%) (元年12月1日現在)						
代表的な特殊勤務手当 の名称	支給額順					
	対象職員順					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	国に比べ、16才～22才の子への加算額で1,000円、子で1,000円低い。 課長職以外については、配偶者で500円、その他で500円低い。課長職 については、配偶者で3,500円、その他で3,500円低い。部長職は不支 給。
住 居 手 当	異 な る	国は家賃支払者に上限27,000円を支給。 市は借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)に限り12,000円 を支給。
通 勤 手 当	異 な る	国も市も、交通機関等利用者は運賃等相当額を支給、交通用具使用者 は距離に応じ支給(国は2,000円～31,600円、市は2,600円～ 15,000円)。 交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具の併用者の支給限度額は 1か月当たり55,000円。